



## ●UNBRAKO 事件

知財高裁 令和 5 年 5 月 31 日		
令和 4(行ケ)10074 審決取消請求事件		
当事者	原告:ディーパック ファスナーズ <sup>®</sup> (シャノン) リミテッド <sup>®</sup> 被告:Y	判決要旨: 平成 17~19 年までの間、「Unbrako」の「六角穴付きボルト」の広告が業界誌に掲載され、同商標が一定程度認識されていたことは認められた。しかし、平成 20 年以降、本件商標の登録査定時までの間、「Unbrako」又は「アンブラコ」が使用されていたことが証拠上認められるのは、「金属産業新聞」のあいさつ広告にとどまるなどとして、引用商標は本件商標の登録出願時及び査定時において、需要者の間に広く認識されていたものと認めることはできないとされた。 また、外国で需要者の間に広く認識されていたことも認められなかった。 さらに、本件商標は原告等に対する背信行為により登録されたと認めることもできないとされた。
対象商標	本件商標 <b>UNBRAKO</b> (標準文字)  引用商標 1 	
結論	引用商標周知でない、 本件商標公序良俗に反しない (商標法 4 条 1 項 11 号・19 号・7 号非該当)	

## ●REIGN 事件

知財高裁 令和 5 年 6 月 22 日		
令和 5(行ケ)10017 審決取消請求事件		
当事者	原告:レイン ビューアレヅ <sup>®</sup> カンパニー エルエルシー 被告:特許庁長官	判決要旨: 本願商標は、図形部分と文字部分の間に空白部分があり、視覚的に分離、独立した印象を与えるなどとして、「REIGN」の部分を変形して抽出したうえで、引用商標の「I」も「I」又は「i」と読ませる意図が明らかであるとして、それぞれ外観において近似し、称呼及び観念を共通にするため類似すると判断された。  コメント: 本願商標の要部「REIGN」及び引用商標それぞれの検討において、いずれも特定の観念を生じないとされているものの、類否判断においては、観念が共通するとされている。
対象商標	本願商標  <b>REIGN</b> TOTAL BODY FUEL  引用商標 <b>REIGN</b>	
結論	類似(商標法 4 条 1 項 11 号)	





●五輪事件

知財高裁 令和 5 年 5 月 22 日		
令和 4(行ケ)10065 審決取消請求事件		
当事者	原告: X1、X2、X3 被告: コミテ アンテルナショナル オリンピック	判決要旨: 株式会社 Olympic グループの構成企業が、引用商標「Olympic」の下で複数の事業を展開した結果、引用商標は他人の業務に係る役務(第 41 類)を表示するものとして需要者の間に広く認識されるに至っている(商標法 4 条 1 項 10 号)との主張に対し、原告の挙げる証拠からはこれを認めることができないなどとされた。
対象商標	本件商標 <b>五輪</b> (標準文字)  引用商標 <b>Olympic</b> <b>オリンピック</b>	コメント: 原告の主張は多岐にわたり、上のほか、手続違背、3 条 1 項柱書、3 条 1 項 2 号、4 条 1 項 6 号、4 条 1 項 7 号に基づく主張をおこなったが、いずれも認められなかった。
結論	無効理由なし(商標法 4 条 1 項 10 号等)	

●Pioneer 事件

東京地裁 令和 5 年 3 月 27 日		
令和 4(ワ)18610 商標権に基づく差止請求権不存在確認請求事件		
当事者	原告: オンキヨーホームエンターテイメント(株) 破産管財人 A 被告: パイオニア(株)	判決要旨: 破産会社は、本件商標権の通常使用権契約を締結して本件商標を付したが、その後同契約を解約し、引き続き在庫商品を販売できるとの合意の期間 6 か月も既に経過したため、原告が今後、本件商標を付した在庫商品を販売すれば、本件商標権の侵害と認められると判断された。
対象商標	本件商標 <b>Pioneer</b>	コメント: 使用許諾期間中に本件商標を付した商品を販売することは、出所表示機能、品質保証機能を害さず、実質的違法性を欠く、との原告の主張に対し、本件商標の使用にあたっての遵守事項を定めた本件使用許諾契約が解約されたことにより、破産会社又は原告がこれに従う法的根拠が失われ、被告は本件在庫商品の品質管理を行い得る立場にないことになるから、原告が在庫商品を販売することは、本件商標の出所表示機能及び品質保証機能を害するといえる、と裁判所は述べている。
結論	侵害(商標法 36 条 1 項)	

●十字図形事件

東京地裁 令和5年4月27日		
令和3(ワ)13895 損害賠償請求事件		
当事者	原告:ウヰンガー エス アー 被告:TRAVELPLUS INTERNATIONAL(株)	判決要旨: 本件商標と被告各標章は、かばん製品に係る取引の実情を踏まえつつ全体的に考察すると、その中心のかつ全体的構成を占める図形の共通形状に照らし、商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがある、本件商標とスイスの国旗は中心のかつ全体的構成を占める図形の形状及び色彩において明らかに相違し、同一又は類似の商標に該当するものと認められない(=商標法4条1項1号非該当)、などとして原告の請求が一部認容された。
対象商標	<p>本件商標</p>  <p>被告標章</p> <p>1. </p> <p>2. </p> <p>3. </p>	
結論	侵害(商標法38条3項等)	